

青森県人事行政の概要

平成 17 年 9 月

青森県総務部人事課

< 目 次 >

青森県人事行政の運営状況の概要	1
1 任用の状況	1
（ 1 ）定数	1
職員数の状況	1
定員適正化計画の状況	2
（ 2 ）採用	4
新規採用の状況	4
障害者の採用状況	5
任期付職員の採用状況	5
（ 3 ）退職	6
退職者の状況	6
再任用の状況	6
2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況	7
（ 1 ）給与	7
給与の定め方	7
給与のあらまし	8
ア 人件費の状況	8
イ 職員給与費の状況	8
ウ 平均給料、平均給与及び平均年齢の状況	8
エ 初任給の状況	9
オ 経験年数別平均給料の状況	9
カ 一般行政職の級別職員数の状況	10
キ 昇給期間短縮の状況	10
ク 職員手当の状況	11
ケ 特別職の給料・報酬の状況	14
（ 2 ）勤務時間の状況	15
（ 3 ）休暇	15
年次休暇の取得状況	15
病気休暇の取得状況	15
特別休暇の取得状況	16
介護休暇の取得状況	17
（ 4 ）育児休業等の取得状況	18

3	分限及び懲戒の状況	19
(1)	分限処分の状況	19
(2)	懲戒処分の状況	20
4	サービスの状況	21
(1)	職務専念義務の免除を認めている例の概要	21
(2)	営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況	22
5	研修及び勤務成績の評定の状況	23
(1)	研修の実施状況	23
(2)	勤務成績の評定の実施状況	24
6	福祉及び利益の保護の状況	25
(1)	セクシュアルハラスメントの防止対策	25
(2)	定期健康診断の実施状況	26

青森県人事委員会の業務の状況

		27
1	競争試験及び選考の状況について	29
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況について	33
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況について	37
4	不利益処分に関する不服申立ての状況について	37

本概要における対象職員について

本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）を指します。

職員については、任命権者の違いにより、次のいずれかの部局等に属しています。

知事部局、公営企業局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、教育庁、警察本部

職員数のとらえ方の違いにより、任用、給与、休暇等の各項目における職員数は一致しません。

青森県人事行政の運営状況の概要

1 任用の状況

(1) 定数

職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由については、次のとおりです。

区 分		職員数 (人)			主 な 増 減 理 由
		H16.4.1 A	H17.4.1 B	増減 B-A	
一般行 政部門	議 会	32	31	1	庶務業務の見直しなど
	総務企画	700	726	26	公用車集中管理の実施など
	税 務	228	231	3	外形標準課税業務の増など
	民 生	617	591	26	公社派遣職員の減員など
	衛 生	630	645	15	病院改革事業の増など
	労 働	129	128	1	職業訓練体制の見直しなど
	農林水産	1,872	1,769	103	農業改良普及体制の見直しなど
	商 工	217	222	5	海外との産業経済交流業務の増など
	土 木	864	828	36	公社派遣職員の減員など
	小 計	5,289	5,171	118	
特別行 政部門	教 育	14,434	14,196	238	児童生徒数の減少による教員の減員など
	警 察	2,578	2,595	17	警察官の増員など
	小 計	17,012	16,791	221	
普通会計 計		22,301	21,962	339	
公営企 業等会 計部門	病 院	835	836	1	言語聴覚業務の体制強化など
	下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	40	40	0	
	小 計	881	882	1	
合 計		23,182	22,844	338	

(注1) 職員数には、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含みます。

(注2) 職員数のとらえ方の違いにより、次の定員適正化計画における職員数とは一致しません。

定員適正化計画の状況

簡素で効率的かつ効果的な行財政運営システムを確立するため、数値目標を設定し、組織機構の簡素・効率化、民間委託の徹底、事務処理の効率化及び事務事業の見直しなどにより積極的に定員の適正化を進めることとしています。

部門別の計画の内容及びこれまでの実績は次のとおりです。

【一般行政部門の適正化】

対象・・・一般行政部門（教育、警察、大学、病院及び公営企業を除く部門）

年度 人数（人）		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	5,321	5,228	5,112	4,942	4,757
	適正化数	93	116	170	185	236	-	800
実績	職員数	5,321	5,215	-	-	-	-	-
	適正化数	106	-	-	-	-	-	106

【教育部門の適正化】

対象・・・教育委員会事務局及び学校以外の教育機関

年度 人数（人）		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	606	602	572	548	534
	適正化数	4	30	24	14	4	-	76
実績	職員数	606	593	-	-	-	-	-
	適正化数	13	-	-	-	-	-	13

対象・・・県立高等学校の教職員

年度 人数（人）		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	3,740	3,670	3,595	3,541	3,490
	適正化数	70	75	54	51	19	-	269
実績	職員数	3,740	3,663	-	-	-	-	-
	適正化数	77	-	-	-	-	-	77

(県立高等学校の教職員のうち、県費単独措置の職員)

年度 人数(人)		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	358	355	349	342	342
適正化数	3		6	7	0	7	-	23
実績	職員数	358	360	-	-	-	-	-
	適正化数	2	-	-	-	-	-	2

【警察部門の適正化】

対象…警察部門の一般職員

年度 人数(人)		H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
		計画	職員数	399	399	396	395	393
適正化数	0		3	1	2	0	-	6
実績	職員数	399	399	-	-	-	-	-
	適正化数	0	-	-	-	-	-	0

(2) 採用

新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則としており、上級試験（大学卒業程度）、中級試験（短期大学卒業程度）、初級試験（高等学校卒業程度）及び警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難しい場合については、選考による新規採用を行っています。

区 分		平成 16 年度中の 新採用者数（人）	H17.4.1 付けの 新採用者数（人）
競争試験 合計		158	120
上 級 計		50	36
内 訳	行政	26	28
	化学	2	2
	薬学	1	
	農学	5	2
	畜産	2	
	林業	2	
	農業土木	5	2
	水産	3	
	土木	3	2
	心理判定員	1	
中 級 計		4	3
内 訳	栄養士	4	3
初 級 計		21	24
内 訳	一般事務	6	5
	教育事務	4	7
	警察事務	10	12
	農業土木	1	
警察官 計		83	57
内 訳	警察官 A（大学卒業程度）	69	29
	警察官 B（高等学校卒業程度）	14	28

選考採用	合計	236	215
内訳	教員	189	185
	獣医師	3	3
	看護師	26	14
	身体障害者	1	2
	任期付職員	4	
	その他	13	11

(注) 国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていません。

障害者の採用状況

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりすべての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

県においても身体障害者を対象とした選考試験を平成 8 年度から実施しており、これまでに 34 人の職員を新規採用しています。

この結果、平成 16 年 6 月 1 日時点で、知事部局では 99 人の障害者を任用し障害者雇用率は 2.19% (法定雇用率 () 2.10%)、同じく教育委員会では 116 人任用し障害者雇用率は 1.16% (法定雇用率 2.00%)、警察本部では 10 人任用し障害者雇用率は 2.57% (法定雇用率 2.10%) という状況となっています。

法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率

任期付職員の採用状況

高度で専門的な知識経験を備えた人材採用の円滑化、期間が限定された専門業務への効率的な対応、あるいは試験研究機関における研究活動の活性化などを図るため、任期を定めた職員の採用を行っており、これまで専門的な業務などに従事する一般行政職を 4 人、試験研究に従事する研究職を 6 人採用しています。

なお、平成 17 年 4 月 1 日現在では、一般行政職で 4 人、研究職で 4 人の計 8 人を任用しています。

(3) 退職

退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職（本人の自発的な意志に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など）があります。

平成16年度中の退職者の状況は次のとおりです。

区 分		知事部局等	教育庁	警察本部	計
退職者数（人）		302	418	106	826
内 訳	定年退職者	134	290	56	480
	普通退職者など	168	128	50	346

（注）「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育庁及び警察本部を除く各種委員会等を指します。

再任用の状況

高齢者が長年培った知識・経験を活用するとともに、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくことを目的として、定年退職した職員を再雇用する再任用制度を導入しています。

その任用状況は次のとおりです。

区 分	H16.4.1時点の任用総数				H17.4.1時点の任用総数				
	知事部局等	教育庁	警察本部	計	知事部局等	教育庁	警察本部	計	
再任用者数（人）	52	12	3	67	71	21	4	96	
内 訳	フルタイム勤務	3	12	0	15	1	20	0	21
	短時間勤務	49	0	3	52	70	1	4	75

（注1）「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育庁及び警察本部を除く各種委員会等を指します。

（注2）「短時間勤務」とは、1週当たり20時間の勤務を指します。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 給与

給与の定め方

職員の給与は、県内民間事業所の給与実態や生計費、物価などの調査結果に基づく県人事委員会の勧告を受け、国や他の地方公共団体との均衡に配慮しながら、県議会の審議を経て条例で定められています。

給与の削減について

県では、財政改革の取組みの一環として、職員（特別職を含む。）の給与を削減しており、県事業を行う財源として役立てています。

【一般職】

区分	削減の内容	削減する期間
管理職の職員	給料の6～4%削減	平成16年4月から21年3月まで
	管理職手当の5%削減	
その他の職員	給料の3～2%削減	平成16年4月から21年3月まで

【特別職】

区分	削減の内容	削減する期間
知事	給料及び期末手当の20%削減	平成16年1月から21年3月まで
副知事及び出納長	給料及び期末手当の10%削減	平成16年1月から21年3月まで
人事委員会委員長、代表監査委員及び教育長	給料及び期末手当の10%削減	平成16年1月から21年3月まで
議長	報酬の5%削減	平成16年1月から19年4月まで
副議長	報酬の4%削減	平成16年1月から19年4月まで
議員	報酬の3%削減	平成16年1月から19年4月まで

給与のあらまし

職員の給与のあらましについては、次のとおりです。

ア 人件費の状況（平成 16 年度普通会計決算）

県内の人口 (H17.3.31 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考)平成 15 年 度決算の人件費率
146 万 8,608 人	7,597 億 2,032 万円	17 億 4,314 万円	2,163 億 436 万円 (対前年度比 3.5%)	28.5%	28.0%

(注 1) 実質収支とは、歳入額 - 歳出額の形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額のことです。

(注 2) 人件費には、退職手当、共済費、公務災害補償費などを含みます。

イ 職員給与費の状況（平成 17 年度普通会計予算）

	職員数 A		給与費 B	1人当たりの給与費 B / A
職員数 計	2 万 1,961 人	給与費 計	1,602 億 9,057 万円	730 万円
一般行政	5,120 人	給料	995 億 1,631 万円	
警察	2,595 人	職員手当	194 億 8,551 万円	
教育関係	1 万 4,246 人	期末・勤勉手当	412 億 8,875 万円	

(注) 給与費には、退職手当などを含みません。

ウ 平均給料、平均給与及び平均年齢の状況

(H17.4.1 現在)

区分	青森県職員		
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均年齢
一般行政職	353,100	425,946	43 歳 2 月
警察職	364,500	499,620	43 歳 5 月
高校教育職	396,500	448,871	44 歳 5 月
小・中教育職	379,900	427,997	42 歳 2 月
技能・労務職	322,200	367,717	45 歳 6 月

(注) 「給与」とは、給料表で定められた給料に扶養手当、通勤手当などの諸手当を加えた支給額のことです。

エ 初任給の状況

(H17.4.1 現在)

区分	学歴	青森県職員		(参考) 国家公務員	
		初任給 (円)	採用2年経過日 給料月額(円)	初任給 (円)	採用2年経過日 給料月額(円)
一般行政職	大学卒	167,286	186,396	種 170,700	種 184,400
	高校卒	136,024	151,214	138,800	148,500
警察職	大学卒	182,182	208,838	種 198,300	種 213,100
	高校卒	153,566	173,852	156,700	177,400
高校教育職	大学卒	187,278	200,900	191,100	205,000
小・中教育職	大学卒	187,278	200,900	191,100	205,000

オ 経験年数別平均給料の状況

(H17.4.1 現在)

区分	学歴	経験年数 10 年 (円)	経験年数 15 年 (円)	経験年数 20 年 (円)
一般行政職	大学卒	273,418	344,749	383,878
	高校卒	221,365	273,168	343,993
警察職	大学卒	278,051	344,874	384,840
	高校卒	240,394	297,208	346,115
高校教育職	大学卒	297,369	349,299	382,389
小・中教育職	大学卒	299,183	352,378	378,322
技能・労務職	高校卒	194,979	241,154	293,483

カ 一般行政職の級別職員数の状況

(H17.4.1 現在)

区分	標準的な職務 (代表的職名)	職員数 (人)	構成比 (%)	参考(過去の構成比)	
				1年前(%)	5年前(%)
1級	主事、技師	83	1.5	1.7	2.9
2級	主事、技師	305	5.7	6.7	10.8
3級	主事、技師	719	13.4	13.3	11.0
4級	主査、係長	395	7.3	7.1	9.1
5級	総括主査	446	8.3	8.5	6.4
6級	主幹	1,833	34.1	34.3	34.7
7級	総括主幹	919	17.1	16.1	14.3
8級	副参事	387	7.2	7.1	6.1
9級	課長	199	3.7	3.6	3.1
10級	次長	62	1.1	1.1	1.1
11級	部長	30	0.6	0.5	0.5
合 計		5,378	100.0	100.0	100.0

キ 昇給期間短縮の状況

昇給期間の短縮とは、普通昇給期間(12月～24月)の経過前に昇給させるもので、勤務成績が特に良好な職員や昇任した職員に対する特別昇給等の措置です。

年度	区分	一般行政職	警察職	高校教育職	小・中教育職
16年度	職員数(H16.4.1)	5,475人	2,183人	3,463人	8,527人
	昇給期間短縮職員数	807人	311人	495人	1,219人
	比率	14.7%	14.2%	14.3%	14.3%
15年度	職員数(H15.4.1)	5,614人	2,183人	3,585人	8,826人
	昇給期間短縮職員数	832人	307人	512人	1,262人
	比率	14.8%	14.1%	14.3%	14.3%

(注)特別昇給の比率は、人事委員会規則により、条例で定める職員の定数の15%以内とされています。

ク 職員手当の状況

【期末・勤勉手当】

民間企業のボーナスに当たる手当です。

16年度 支給割合	青森県職員		(参考) 国家公務員	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.70月分	同じ	同じ
12月期	1.60月分	0.70月分	同じ	同じ
合計	3.00月分	1.40月分	同じ	同じ

(注) 算定基礎額には、職制上の段階や職務の級等による加算措置があります。

【寒冷地手当】

寒冷地に勤務する職員に支給されます。

(H17.4.1 現在)

区分(青森県内の場合)	世帯主 (円)	その他 (円)
扶養親族がある場合	89,000	-
扶養親族がない場合	51,000	36,800

(注) 支給額は、11月から翌年3月までの総支給額です。

なお、平成19年度までは、経過措置の適用があります。

【退職手当】

職員が退職した場合に支給されます。

(H17.4.1 現在)

区分		自己都合退職	勸奨・定年退職
勤続20年		21月分	27.3月分
勤続25年		33.75月分	42.12月分
勤続35年		47.5月分	59.28月分
最高限度額		59.28月分	59.28月分
定年前早期勸奨退職者の割増率		-	()
16年度 実績	平均支給額	605万円	2,660万円
	平均勤続年数	13年	36年

() 定年前早期勸奨退職者の割増率について

年齢(歳)	40~45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
率(%)	40	38	36	34	32	30	28	26	24	22	20	8	6	4	2	0

【調整手当】

民間企業の賃金や生計費、物価などが特に高い地域に勤務する職員に支給されます。

(H17.4.1 現在)

支給対象地域	東京都 特別区	大阪市 名古屋市	福岡市	札幌市 仙台市
支給率	12%	10%	6%	3%
支給対象職員数	30人	6人	4人	5人
平均支給額	37,928円/月			

(注) 支給率は国家公務員と同じです。

【特殊勤務手当】

危険又は困難な業務などに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給されます。

(H17.4.1 現在)

区分	内容
特殊勤務手当の種類	35種類
支給額の多い手当	学校職員の特殊勤務手当 警察職員の特殊勤務手当 夜間看護手当、診療手当 県税事務手当、福祉現業手当
支給対象職員の多い手当	上記に同じ
16年度 実績	職員全体に占める支給職員の割合 39.0%
	支給職員1人当たりの平均支給月額 8,436円/月

【時間外勤務手当】

正規の勤務時間以外に勤務を命じられた場合に支給されます。

区分	支給総額	職員1人当たりの支給額
16年度支給額	35億9,600万円	13,438円/月
15年度支給額	37億6,922万円	13,812円/月

(注) 1人当たりの支給額は、支給総額を各年度4月1日現在の職員数で除したものです。

【扶養手当】

配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。

(H17.4.1 現在)

区分		支給月額(円)	(参考)国家公務員
配偶者		13,500	同じ
配偶者以外	1人目	6,000~11,000	同じ
	2人目	6,000	同じ
	3人目以降	5,000	同じ
子が満16歳~22歳の加算		5,000	同じ

【住居手当】

借家や借間の家賃を負担し、又は自宅に世帯主として住んでいる場合に支給されま
す。

(H17.4.1 現在)

区分	支給月額(円)	(参考)国家公務員
借家、借間の場合	最高27,000	同じ
持ち家の場合	定額3,000	定額2,500(購入後5年間)

【通勤手当】

交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。

(H17.4.1 現在)

区分	支給月額(円)	(参考)国家公務員
バスや電車などの公共交通機関利用の場合	最高55,000	同じ
自家用車など利用の場合	最高35,000	最高24,500

ケ 特別職の給料・報酬の状況

知事や県議会議長など特別職の給料・報酬は次のとおりです。

(H17.4.1 現在)

区分		給料・報酬の月額(円)	期末手当 (16年度支給割合)	
給料	知事	1,016,000		
	副知事	873,000	6月期	1.60月分
	出納長	738,000	12月期	1.70月分
報酬	議長	864,500	合計	3.30月分
	副議長	777,600		
	議員	756,600		

(2) 勤務時間の状況

職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

(H17.4.1 現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	勤務時間
8:30	17:15	12:15~13:00	12:00~12:15 15:00~15:15	8時間

(注1) 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りをしている場合等は、この限りではありません。

(注2) 県立学校等では、各校の事情に応じて、それぞれ勤務時間が定められています。

(3) 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がありますが、それらの平成16年中の取得状況(介護休暇については、平成16年度中の取得状況)については、次のとおりです。

年次休暇の取得状況

(H16.1.1~H16.12.31)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
880,835.4日	236,598.9日	22,864人	10.3日	26.9%

(注1) 対象職員には、派遣職員、再任用短時間職員、期間中に育児休業又は休職をした職員は含みません。

(注2) 半日については0.5日とし、時間数については8時間を1日に換算して計上しています。

病気休暇の取得状況

(H16.1.1~H16.12.31)

取得者実人数	取得実績(延べ)	
	日数	時間数
1,712人	36,366.0日	7,916時間

(注1) 対象職員には、派遣職員及び再任用短時間職員は含みません。

(注2) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」にそれぞれ計上しています。なお、半日は0.5日として計上しています。

特別休暇の取得状況

(H16.1.1～H16.12.31)

種類 (H17.4.1現在)	付与日数(概要)	取得者 実人数 (人)	取得実績(延べ)	
			日数 (日)	時間数 (時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	0	0	0
証人等休暇	必要と認められる期間	6	8.0	0
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	0	0	0
ボランティア休暇	7日	6	11.0	0
結婚休暇	連続7日	309	1,747.0	21
妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間 (適宜の休息又は補食)	0	-	0
妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間 (1日1時間以内)	31	-	77
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	261	486.5	1,638
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	335	14,093.5	1
産後休暇	8週間	336	14,683.5	1
育児休暇	1日2回、各60分以内	57	-	3,478
生理休暇	必要な期間	17	21.5	50
配偶者出産休暇	3日	310	599.0	83
育児参加休暇	5日 (H17.1.14～導入)			
子の看護休暇	5日	432	993.5	571
服忌休暇	1日～連続10日	3,010	7,841.5	193
祭日休暇	1日	555	580.5	50
夏季休暇	4日	21,441	81,388.0	40
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	7	10.0	6
出勤困難休暇	必要と認められる期間	24	22.0	1
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	0	0	0
乳幼児健診等休暇	必要と認められる期間	406	190.5	1,737

(注1) 付与日数については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もあります。

(注2) 対象職員には、派遣職員及び再任用短時間職員は含みません。

(注3) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」にそれぞれ計上しています。なお、半日は0.5日とし、30分は1時間として計上しています。

介護休暇の取得状況

(H16.4.1～H17.3.31)

	介護休暇 取得者数 (人)	要介護者数 (人)								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	3	3	0	1	2	0	0	0	0	0
女性職員	19	19	7	9	3	0	0	0	0	0
計	22	22	7	10	5	0	0	0	0	0

【取得形式別】

	休暇の取得形式別 (人)			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	3	3	0	0
女性職員	19	19	0	0
計	22	22	0	0

【承認期間別】

	介護休暇承認期間別 (人)						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	3	0	3	0	0	0	0
女性職員	19	6	8	4	0	1	0
計	22	6	11	4	0	1	0

(注1) 対象職員には、派遣職員及び再任用短時間職員は含みません。

(注2) 介護休暇取得者数については、平成16年度中に介護休暇を取得開始した職員数を計上しており、前年度から引き続き取得中の職員は含みません。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業の平成 16 年度中の取得状況は、次のとおりです。

なお、部分休業については取得者がありませんでした。

	育児休業取得者数 (人)	
	平成 16 年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	1	0
女性職員	324	295
計	325	295

【承認期間別】

	育児休業承認期間別 (平成 16 年度新規取得者) (人)						
	3 月以下	3 月超え 6 月以下	6 月超え 9 月以下	9 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 3 月以下	1 年 3 月超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 1 年 9 月以下
男性職員	0	1	0	0	0	0	0
女性職員	6	8	38	129	71	28	21
計	6	9	38	129	71	28	21

1 年 9 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 3 月以下	2 年 3 月超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え 2 年 9 月以下	2 年 9 月超え	計
0	0	0	0	0	1
12	1	3	4	3	324
12	1	3	4	3	325

また、平成 16 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数 (前年度に取得可能となった職員を除く。) と、そのうち実際に取得した職員数との対比は次のとおりです。

	平成 16 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (人)	
	(育児休業対象者数)	うち育児休業取得者数
男性職員	296	0 (0.0%)
女性職員	332	323 (97.3%)
計	628	323 (51.4%)

(男性職員) 当該年度中に子が生まれた者

(女性職員) 当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者 (産後休暇中の者を除く。)

(注) 各表とも、対象職員には、派遣職員及び再任用短時間職員は含みません。

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第28条の規定に基づき分限処分に付されることとなりますが、平成16年度における分限処分の状況は次のとおりです。

なお、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき失職した者はありませんでした。

処分事由	処分の種類（延べ件数）				計
	分限処分（件）	降任	免職	休職	
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	174		174
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	174	0	174

(2) 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分に付されることとなりますが、平成16年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

処分の種類（延べ件数） 処分事由	懲戒処分（件）				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2	3	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	39	5	7	2	53
計	41	8	7	2	58

【具体的事由別】

処分の種類（延べ件数） 具体的事由	懲戒処分（件）					
	戒告	減給	停職	免職	計	
本人の行為	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
	一般服務違反関係	1	3	0	0	4
	一般非行関係	0	0	2	0	2
	収賄等関係	0	0	0	0	0
	道路交通法違反	39	5	5	2	51
	小計	40	8	7	2	57
監督責任	1	0	0	0	1	
計	41	8	7	2	58	

(注) 二以上の事由により懲戒処分が行われた場合には、主たる事由のみを計上しています。

4 サービスの状況

(1) 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第 35 条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、当該義務が免除される場合（職専免）として、次の場合があります。

(H17.4.1 現在)

職専免が認められる場合	
法律に特別な定めがある場合	
(例) 地方公務員法(以下「法」という。)第 55 条第 8 項に規定された適法な交渉	
条例に特別な定めがある場合 《以下の 1 ~ 3》	
1	研修を受ける場合
2	職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
3	上記の他、人事委員会が定める場合 《以下の ~ 》
	特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
	職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
	法第 46 条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
	法第 49 条の 2 の規定による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をし、及びその審理に出頭する場合
	法第 55 条第 11 項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
	県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
	休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合
	上記の他、人事委員会が特に認める場合 《以下のア~ス》
ア	大学の通信教育による夏期又は冬期面接授業を受講する場合(30 日以内)
イ	高等学校の通信制課程の長期面接授業に出席する場合(10 日以内)
ウ	夜間制 2 年過程の看護婦養成所に在学する職員が、所定の実習授業を受講する場合(30 日以内)
エ	スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合
オ	陸奥湾一周駅伝競走大会に役員等として参加する場合
カ	青森県民駅伝競走大会に役員等として参加する場合
キ	青森県庁消費生活協同組合の総代として総代会に出席する場合
ク	青年の船事業及び国際協力事業団の専門家派遣事業に参加する場合
ケ	家族を看護する場合(3 日以内)
コ	青森県青年海外派遣事業に一般団員として参加する場合

	サ 青森県青年の船に一般団員として参加する場合
	シ 全国身体障害者スポーツ大会に役員等として参加する場合
	ス 非常勤の消防団員として県内各市町村の消防団活動に従事する場合

(注) の各場合(ア～ス)については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もあります。また、これらは知事部局における取扱いであり、他の任命権者も概ねこれになってはいますが、一部を承認対象としていない任命権者もあります。

(2) 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、人事委員会規則で次のとおり定められています。

(H17.4.1 現在)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 職務の遂行に支障がないこと (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと (3) 地方公務員法の精神に反しないこと |
|---|

また、平成16年度中の許可状況(過年度からの許可が引き続いている者を含む。)については、次のとおりです。

区 分	延べ人数 (人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねる場合	2	・株式会社(第3セクター)役員
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	9	・アパート経営 ・土地賃貸 ・小売業代表
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	244	・試験監督員等(国家試験) ・非常勤講師(大学、看護学校など) ・鑑定人(地検、地裁など) ・嘱託医(社会福祉施設など) ・市(町)史編纂事業編集委員等
計	255	

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修（職場研修、自己啓発、派遣研修等を除く。）として、平成16年度に実施した内容については、次のとおりです。

【自治研修所長が行った研修（各任命権者共通）】

区分	研修名	対象者	修了者数 (人)	
基本研修	新採用者前期研修	新たに採用された職員	95	
	新採用者後期研修	新採用者前期研修修了者	81	
	主事・技師研修	主事・技師等の職にある職員で、採用から所定の年数を経過した者	134	
	主査研修	主査（係長級）に昇任した職員	106	
	グループリーダー研修	新たに本庁のグループリーダー又は出先機関の課長の職に就いた職員	102	
	課長補佐級・課長級選択研修（5科目）	課長補佐級又は課長級に昇任した職員	174	
	所属長研修	新たに所属長となった職員	46	
	小計		738	
選択研修	一般能力開発	行政法基礎講座	全階層	16
		民法基礎講座	全階層	21
		地方自治法基礎講座	全階層	25
		法制執務講座	全階層	20
		創造性開発講座	主事・技師～班長級の職員	35
		プレゼンテーション研修	主事・技師～班長級の職員	32
		ディベート研修	主事・技師～班長級の職員	24
		企画力向上研修	主事・技師～班長級の職員	24
		住民対応能力向上研修	主事・技師～班長級の職員	25
		政策形成能力養成講座	主事・技師～課長補佐級の職員	20
		問題解決能力強化講座	主事・技師～課長補佐級の職員	33
		政策法務研修	主事・技師～課長補佐級の職員	22
		公共マーケティング研修	主事・技師～課長補佐級の職員	38

リ ダ 能 力 開 発	コーチング技法養成研修	班長～課長級の職員	26
	行政経営品質向上研修	班長～課長級の職員	17
	折衝・交渉力向上研修 ()	課長補佐～課長級の職員	3
	意思決定能力強化研修 ()	課長補佐～課長級の職員	3
	マネジメント応用実践研修 ()	課長補佐～課長級の職員	1
	カウンセリングマインド研修()	課長補佐～課長級の職員	4
	リスクマネジメント研修 ()	課長補佐～課長級の職員	5
	管理者セミナー	課長補佐～部長級の職員	343
行政 課題	自治体運営実務セミナー	主事・技師～班長級の職員	60
小計			797
計			1,535

(注1)多くの研修では市町村職員をも対象としていますが、対象者及び修了者数からは市町村職員を除いています。

(注2)()を付した5研修については、基本研修(課長補佐級・課長級選択研修)と合同で実施されました。

【各任命権者が個別に実施した研修】

- ・知事部局における各種専門研修(計683名修了)
- ・教育庁における県立青少年教育施設職員研修会(計19名修了)
- ・警察本部における関係部門ごとの業務教養等(計661名修了)

(2)勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法では、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。

県においても、職員の昇任、昇格、配置などを適切に行うため、勤務成績の評定を行っています。

また、職員の能力や業績などをより適切に評価するため、県では現在、新たな人事評価制度の導入に向けた検討を行っており、平成15年度から管理職員に対し能力評価を試行するとともに、平成16年度から全職員を対象に能力評価及び業績評価を試行しています。

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) セクシュアルハラスメントの防止対策

職場におけるセクシュアルハラスメント(セクハラ)防止対策として、平成16年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容
知事部局	セクハラ相談室の管理運営
	専門相談員による巡回指導
	自治研修所での研修(カリキュラムの一部として)
	「セクハラ相談室だより」による庁内広報
	各所属相談員による職場環境の整備等
議会事務局	セクハラ相談室の活用について周知
教育庁	職場研修、職員会議での制度周知
警察本部	セクハラ相談員の指定、指導
	新任セクハラ相談員研修会
	セクハラ防止対策週間の設定
	各種研修、各所属におけるセクハラ防止教養

(2) 定期健康診断の実施状況

職員に対する平成 16 年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

【受診状況】

部局等	対象職員(人)	受診者数(人)	受診率(%)
	A	B	B/A
知事部局等	6,166	5,998	97.3
教育庁(事務局等)	602	406	67.4
警察本部	2,527	2,493	98.7
計	9,295	8,897	95.7

【総合判定結果】

部局等	受診者数 (人) A	結果(人)			有所見率(%) (B+C)/A
		異常なし	要指導 B	要医療 C	
知事部局等	5,998	1,677	2,471	1,850	72.0
教育庁(事務局等)	406	135	185	86	66.7
警察本部	2,493	563	1,098	832	77.4
計	8,897	2,375	3,754	2,768	73.3

(注)「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育庁及び警察本部を除く各種委員会等を指します。

青森県人事委員会の業務の状況

(平成17年6月30日付けで人事委員会委員長から知事に報告された内容です。)

平成16年度における青森県人事委員会の業務の状況について

平成17年6月30日

青森県人事委員会

< 内 容 >

- 1 競争試験及び選考の状況について
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況について
- 3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況について
- 4 不利益処分に関する不服申立ての状況について

1 競争試験及び選考の状況について

(1) 競争試験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条第3項）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

採用試験

平成16年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は次のとおりである。

職員採用試験の申込者数については、上級は前年度比18.4%増、中級は前年度比17.9%減、初級は前年度比16.4%増となった。また、受験倍率はいずれも前年度を上回った。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは、前年度比で男性は17.1%増、女性は5.8%減、警察官Bは、前年度比で男性は11.0%増、女性は20.9%減となった。

(採用試験の実施状況)

試験の種類	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
上級試験	(1,005)	(813)	(99)	(99)	(59)	(13.8)	(50)	
	1,190	1,009	63	60	38	26.6	36	
中級試験	(78)	(73)	(7)	(7)	(4)	(18.3)	(4)	
	64	63	6	5	3	21.0	3	
初級試験	(329)	(289)	(39)	(36)	(24)	(12.0)	(21)	
	383	356	38	38	25	14.2	24	
警察官A 試験	男性 (H16.10.1採用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
		340	318	77	73	34	9.4	31
	男性 (H17.4.1採用)	(602)	(548)	(92)	(71)	(40)	(13.7)	(31)
		365	331	82	73	36	9.2	25
	男性/武道指導 (柔道)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1.0)	(1)
		3	3	3	3	1	3.0	1
男性/武道指導 (剣道)	(3)	(3)	(3)	(3)	(-)	(-)	(-)	
	2	2	2	2	1	2.0	1	
女性 (H16.10.1採用)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	68	59	8	5	2	29.5	1	
女性 (H17.4.1採用)	(172)	(147)	(11)	(8)	(6)	(24.5)	(5)	
	94	83	6	5	2	41.5	2	
警察官B 試験	男性	(327)	(296)	(36)	(33)	(16)	(18.5)	(12)
		363	342	77	71	34	10.1	25
女性	(86)	(76)	(5)	(5)	(2)	(38.0)	(2)	
	68	58	7	7	3	19.3	3	
合計	(2,603)	(2,246)	(293)	(263)	(152)	(14.8)	(126)	
	2,940	2,624	369	342	179	14.7	152	

(注) 1. () は、平成15年度の実施状況である。

2. 倍率は $\frac{\text{受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

昇任選考考査

警察官の階級警部以下への昇任については、昇任選考考査を行っており、平成16年度の実施状況は次のとおりである。なお、昇任選考考査の実施については、警察本部長に委任している。

(昇任選考考査の実施状況)

昇任させる階級	考査の種類	申込者 (選抜及び選考は、 所属長推薦者)	予備試験		第1次試験		第2次試験		筆記口述試験		競争率	昇任者
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
警部	一般	246 (14)	244	67	80 (14)	26 (8)	26 (8)	19 (8)	—	—	12.8	19
	選抜	18	実施しない						—	—	18.0	1
	選考	9	実施しない						9	1	9.0	1
警部補	一般	368 (16)	363	132	145 (16)	65 (12)	65 (10)	41 (10)	—	—	8.9	41
	選抜	9	実施しない						—	—	9.0	1
	選考	39	実施しない						39	8	4.9	8
巡査部長	一般	456 (23)	453	136	155 (23)	67 (14)	67 (14)	50 (8)	—	—	9.1	50
	選抜	2	実施しない						—	—	2.0	1
	選考	57	実施しない						57	9	6.3	9

(注) 1.()は、予備試験免除者で内数である。

2. 競争率は、 $\frac{\text{受験者(又は所属長推薦者)}}{\text{第2次試験合格者(又は筆記口述試験合格者)}}$ である。

3. 「一般」の受験者数は、予備試験受験者に予備試験免除者を加えたものである。

(2) 選 考

競争試験によることが不適當であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており(地方公務員法第17条第3項ただし書)本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

採 用 選 考

平成16年度に実施した採用選考の状況は次のとおりである。

(採用選考の実施状況(適用根拠規定(人事委員会規則6-15)別))

規 定	部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第33条第1項第1号 (役付の職)		29人	4人	2人	人	35人
同 条第1項第2号 (警察官の階級警視の職)						
同 条第1項第3号 (人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの)				1		1
同 条第1項第4号 (人事委員会を置く他の地方公共団体、国又は公共企業体に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの)		(8) 2				(8) 2
同 条第1項第5号 (かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの)		1		13		14
同 条第1項第6号 (試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職)		54	4	4		62
同 条第1項第7号 (前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職)		(28)	3			(28) 3
計		(36) 86	11	20		(36) 117

(注) ()内は無給併任職員で外数である。

選 考 試 験

採用職種が一般事務である身体障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続きにより、本委員会が選考試験を実施しており、平成16年度の状況は次のとおりである。

(選考試験の実施状況)

試 験	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員
		受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者		
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	17	17	5	5	2	8.5	2

(注) 倍率は $\frac{\text{受 験 者 数}}{\text{第 2 次 試 験 合 格 者 数}}$ である。

昇 任 選 考

平成16年度に本委員会で開催した昇任選考の状況は次のとおりである。

(昇任選考の実施状況)

昇任した職 又は階級	知事部局	教育委員会	警察本部	各種委員会等	合 計
部長級へ	10	1			11
次長級へ	24	4		1	29
警視へ	—	—	15	—	15
合 計	34	5	15	1	55

(注) 1. 発令日が、16. 4. 1～ 17. 3.31の昇任者である。

2. 総括課長級以下の職及び警部以下の階級への昇任については、選考の権限を任命権者に委任している。

3. 各種委員会等には、県議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局並びに公営企業局に係る人員である。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況について

- (1) 地方公務員法第 8 条の規定に基づき、平成 1 6 年 9 月 9 日、議会及び知事に対して、県職員の給与のうち、寒冷地手当について報告し、支給方法、支給額等を別紙 1 のとおり改定するよう報告及び勧告を行った。
- (2) 地方公務員法第 8 条及び第 2 6 条の規定に基づき、平成 1 6 年 1 0 月 8 日、議会及び知事に対して、県職員の給与等について、別紙 2 のとおり報告及び勧告を行った。

平成16年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

職員の給与のうち寒冷地手当について、支給方法、支給額等を次のとおり改定するよう勧告

勧告の主な内容

- 1 支給方法について
 - ・基準日(10月1日)にその年度の寒冷地手当を一括支給されているものを、11月から翌年3月までの月額制に変更
- 2 支給額について
 - ・職員の世帯等の区分に応じた支給額を引下げ、基準額と加算額の別を廃止
- 3 実施時期等について
 - ・平成16年度以降に支給する寒冷地手当について実施
 - ・改定に伴い、所要の経過措置を実施

<参 考>

世帯等の区分別支給額(青森県内の場合)

		現行の寒冷地手当	勧告後
世帯主	扶養親族 3人以上	年額 180,200円	月額 17,800円×5箇月 (年額 89,000円)
	扶養親族 1人又は2人	年額 153,000円	
	扶養親族なし	年額 93,900円	月額 10,200円×5箇月 (年額 51,000円)
その他の職員		年額 64,700円	月額 7,360円×5箇月 (年額 36,800円)

(注) 現行の寒冷地手当は、基準額と加算額の合計額である。

平成16年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

1 職員給与と民間給与の比較

県内約100事業所の約3,200名の個人別給与を実地調査

(完了率96%)

県職員と民間従業員の4月分の給与を調査(ベースアップの中止・ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、職種、役職段階別、年齢等の給与決定要素の同じ者同士を比較

職員給与と民間給与の較差(月例給)

県職員の給与が民間給与を5,351円(1.42%)下回ることが判明

なお、特例条例による給与の減額措置がないものとした場合は、県職員の給与が民間給与を5,242円(1.35%)上回る事となる。

2 給与に関する報告及び勧告

(1) 給料表・諸手当について

・ 人事院報告の内容を踏まえ、月例給の改定を見送り

・ 給与水準の改定は行わないが、教育職給料表(三)については、人事院勧告の内容に準じて、適用する職務のない1級を削除し、職務の級を5級制から4級制に改定

・ 義務教育諸学校等の教育職員の給料表等の在り方については、他の都道府県の動向にも留意しながら検討を進めることが必要

(2) 給与構造の基本的見直しについて

人事院が検討を進めることとしている、俸給制度、手当制度全般にわたる給与構造の基本的見直しについて、今後、本委員会としても人事院等の動向に留意しながら検討を進めることが必要

3 勤務条件等に関する報告

(1) 公務員制度改革について

公務員制度改革においては、能力・実績に基づく評価制度の導入が検討されていることから、導入に当たって、職員の理解と納得が得られるよう職員側との対話や十分な試行期間を確保することが必要

(2) 時間外勤務の縮減等について

職員の健康・福祉の維持増進及び公務能率の向上の観点から重要な課題であり、引き続き時間外勤務縮減等に向けた取組が必要

【参 考】

県職員の給与等の状況〔行政職：平均年齢42.2歳、経験年数21.2年〕

平均給与額 387,865円

平均年間給与額 643.9万円

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況について

平成16年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もなかった。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況について

平成16年度においては、新たに受け付けた2件と前年度から繰り越した1件の計3件が係属したが、その処理状況は、判定を行ったものが2件（いずれも処分修正）、取り下げられたものが1件であり、平成17年度に繰り越したものはない。